

## 下水道の大切さ、一緒に考えてみませんか？

### もし下水道がなかったら？

皆さんは、下水道が使えなくなったときのことを想像したことがありますか？

#### 生活環境の悪化

家庭で使って汚れた水を処理できないため、街の中が汚れた水や悪臭であふれてしまい、蚊やハエなどの害虫も発生します。また、感染症の発生・まん延にもつながります。当然、トイレも使用できません。

#### 街の浸水

雨水を川や海に素早く流すことができないため、大雨の時には家の中まで水びたしになってしまいます。

#### 海や川の汚染

汚れた水がそのまま川や海に流れ込むため、魚や貝などの生き物が住めなくなってしまいます。汚染の影響で、海で泳ぐこともできなくなります。

このように、下水道がないと、私たちの生活は脅かされ、清潔で快適な暮らしができなくなります。

また、処理の際に発生した汚泥やエネルギーを肥料や電気にして活用するなど、資源の有効活用の点でも下水道は大切な役割を果たしています。



県下水道課  
ホームページ



## 下水道の日 イベントに参加しよう！

毎年9月10日は「下水道の日」です。

県では、下水道への理解を深めてもらうため、毎年イベントを開催しています。今年も、9月10日(水)～15日(月)にかけて、下水道パネル展を県庁一階ロビーと沖縄県立図書館の2カ所で行います。ぜひ足をお運びください！

下水道の日とは  
県下水道課  
ホームページ



問い合わせ 下水道課 電話：098-866-2248

## 沖縄特区・地域税制に係る各種制度の紹介について

### 沖縄特区・地域税制について

県には、県内で設備投資等を行う際に活用できる6つの特区・地域制度があり、地場産業を営む県内企業や、県外から沖縄に立地する企業が活用できます。

同制度は他県では類を見ない高率の所得控除や投資税額控除などの課税特例が受けられる制度となっていて、活用実績も年々増加しています。県では、事業者や経済団体、税理士の皆さまからの質問・相談に対応するため、「沖縄特区、地域税制活用ワンストップ相談窓口」を設置しています。

### 活用できる6つの特区・地域制度

- ① 観光地形成促進地域
- ② 情報通信産業振興地域・特別地区
- ③ 産業イノベーション促進地域
- ④ 国際物流拠点産業集積地域
- ⑤ 経済金融活性化特別地区
- ⑥ 離島の旅館業に係る特例措置

### 活用メリット

- ★ 6つの特区・地域制度で、高率の法人税の所得控除や投資税額控除、固定資産税の免除などの課税の特例等が受けられます。
- ★ 県内事業者・県外事業者問わず、1社何度でも活用可能です。
- ★ 赤字の場合であっても税を軽減できる場合があります。

機械設備等を新・増設した場合その取得価額の一定額を法人税額から控除可能



### 特例措置を受ける基本的な流れ

企業成長のため設備投資等の計画を立てた際に、まずは1度ご相談ください。



制度活用に関するご質問にお答えします。

沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

TEL: 098-894-6377 HP: <https://www.zei-tokku.okinawa/>

沖縄県産業振興公社 9001-0152 沖縄県那覇市小碓1531番地1 沖縄産業支援センター4階 営業時間 9:30～17:15(土日・祝日も除く)



問い合わせ 産業政策課 電話：098-866-2330

